

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 戦時下における日本の本土教育と植民地教育に関する比較研究：「満洲国」を例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-24 キーワード (Ja): 戦時下, 日本の本土教育, 植民地教育, 『満洲国』, 比較研究 キーワード (En): 作成者: 郭, 偉京 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000059">https://doi.org/10.57529/0002000059</a>

# 戦時下における日本の本土教育と植民地教育に関する比較研究

—「満洲国」を例に—

## A Comparative Study of Japanese Native Education and Colonial Education in Wartime: Taking “Manchukuo” as an Example

郭 偉 京

キーワード：戦時下 日本の本土教育 植民地教育 「満洲国」 比較研究

Key Words: In wartime Japanese native education Colonial education “Manchukuo” Comparative study

### 要旨

本論文は、戦時下における日本の本土教育と「満洲国」の教育について考察する。昭和初期、国内に資本主義の深刻な危機があり、複雑な社会問題に直面する日本は対外侵略の手段を通じて国内の危機を解決しようとした。このような状況の下で、国民の思想に対する統制を強化するために、日本は1937年に教育審議会を設け、初等教育から高等教育に至るまでの全体制を検討して教育改革の方策を指示した。同時に、日本は中国東北三省に「満洲国」という傀儡政権を樹立し、「満洲国」で一連の教育政策を実施した。「満洲国」では、1937年に「新学制」を公布し、植民地教育の体制を全面的に作り上げた。本文は、教育行政、教育政策と教育内容の三方面から戦時下の日本本土教育と「満洲国」の教育についてそれぞれ詳しく述べ、戦争の各段階における教育の重点の違いと結び付け、教育体制における共通点と相違点を探る。両者比較を通し、「満洲国」の「新学制」の実施目的を明らかにし、植民統治下で「満洲国」の植民地教育の実質を指摘する。

### Abstract

This article examines local education in Japan and education in the Puppet Manchukuo during wartime. In the early Showa period, Japan experienced a serious capitalist crisis. Facing complex social contradictions, Japan tried to solve the domestic crisis by means of foreign aggression. Under such circumstances, in order to strengthen control over national minds, Japan established the Council of Education in 1937, which examined the entire system from primary to higher education and instructed measures for educational reform. At the same time, Japan established a puppet regime called “Manchukuo” in the three northeastern provinces of China and implemented a series of educational policies in the “Manchukuo”. In the “Manchukuo”, the “New Academic System” was promulgated in 1937, and a system of colonial education was established in an all-round way. This article expounds the education in

Japan and the education in “Manchukuo” during the war from the three aspects of education administration, education policy and education content, and explores the similarities and differences in the education system in relation to the different emphasis on education at various stages of the war. Through a comparison of the two, the purpose of implementing the “New Academic System” in the “Manchukuo” is clarified, and the substance of the colonial education in the “Manchukuo” under the colonial rule is pointed out.

## はじめに

戦時下における「満洲国」<sup>(1)</sup>が傀儡政権として、表面的には独立国家の形態として存在していたが、歴史的な事実から見ると、当時の「満洲国」の統治権は日本の植民者に掌握された。日本の本土教育を比較対象とし、共通点と相違点を見出した上で、「満洲国」における教育水準の低さ、教育手段の隠蔽及び教育における国民の地位の不平等などの問題を考察し、「満洲国」の教育の本質を明らかにしようとする。

## 一、戦時下における日本の本土教育

### (一) 教育行政

1937年12月に、高度国防国家の建設を目的として、内閣総理大臣の監督に属し、その諮問に応じて教育の刷新振興に関する重要事項を調査・審議した教育審議会が新たに設置された。教育審議会を設置して学制改革を行う中で、学校教育、教育内容および教育方法を取りあげていた。さらに、学問活動や教育全体に対する統制は、国体観念や「日本精神」という目標によって強化され、教育の「軍国主義」的な色彩を強めていった。しかし、戦争が激しくなると、学校教育も行き詰まることとなった。

「教育審議会の官制」の第一条には「教育審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ 教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス 教育審議会ハ

---

(1) 中国では「偽満洲国」と呼ばれる。日本では「満州国」と「満洲国」二つの表記があり、「洲」が常用漢字でないため、日本の教育用図書を含め一般的に「満州国」の表記が使われるが、日本の法令や一部の文献では「満洲国」が用いられる。本論文では「満洲国」を統一的に使われる。

前項ノ事項ニ付内閣総理大臣ニ建議スルコトヲ得<sup>(2)</sup>」と書かれてある。それによって、教育の実権が内閣総理大臣に掌握された。具体的に、教育審議会が皇国民を育成するという教育体制の確立を決定し、初等教育、中等教育、高等教育、社会教育、各種学校など教育に関する事項に対して詳細な改善の方策を提出し、教育改革の趣旨を明らかに示している。

教育審議会が、教育行政機構の整備強化ならびにその機能の敏活公正を企画し、行政諸部局の事務の統一と連絡調整に努め、もって各教育機関の全一的な指導を完うすることを要望し、教育財政に関しては、教育の刷新振興上重点とするところに対して資源を供給すること、財政上の援助をはかることが急務であると答申している。こうして見ると、教育審議会は集権的・官僚的な教育行政の特質を浮き彫りにしている。

戦局の急迫を告げると、行政機構を整理統合して簡素化するために、1942年に教学局が文部省の内局となって社会教育行政をも担当した。その後、1943年の図書局と教化局の廃止に伴って教学局が両局の所掌事務を包摂し、国語の調査や宗教行政、文化行政、社会教育関係も所管することとなり、局内に教学課・思想課・国語課・宗教課・文化課が置かれた。したがって、戦時下における教育行政が強力な中央集権的な組織の下にあり、国家主義の立場が一層強化することを理解しなければならない。

## (二) 教育政策

教育審議会が初等教育から高等教育に至るまでの全体の制度を検討し、学校教育と社会教育における様々な改革の方策を答申した。具体的に言うと、国民学校制度の成立、青年学校義務制の実施、師範学校の昇格、中等学校令の公布など戦時下の教育改革が相次いで行われた。このため、学校組織、学科設置、教育内容と教育方法などが刷新されたが、戦時下の実情から一部分の政策が遂行できなかった。例えば、義務教育年限の延長が何度も提案されて最終に決まったが、経費の不足や戦争の影響で実際には実現していなかった。

初等教育では、1941年の「国民学校令」によると、修業年限を八年とし、国民学校が初等国民学校と高等国民学校に分けて初等国民学校の修業年限を六年、高

(2) 宮原誠一・丸木政臣・伊崎暁生・藤岡貞彦. 資料日本現代教育史4. 三省堂, 1974年, p296.

等国民学校の修業年限を二年とする。そのほか、国民学校における教科目の編成に関する方針を詳細に示し、学校における教科の内容の基準とした。特に注目すべきなのは、国民学校の教育は国民の基礎的錬成をなすものとし、教育を全般にわたって皇国の道に帰一させるという教育方針の修正である。

1943年の「中等学校令」によると、中等教育には中学校、高等女学校及び実業学校の三つがあり、単一的な進学から多様な進学へ変わった。内容と規模が更に発展していた。その中で、特別に拡大したのが実務教育である。「中学校規程」の「第十二条 実務科ノ修業年限ハ一年以内トス実務科ノ教科及修練課程ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムベシ」<sup>(3)</sup> からみれば、中等学校の実務認定も文部省によって掌握された。この時期、戦時生産の要請によって実業学校が工業生産の場所に転換したことである。それにより、実業学校が皇国産業を自覚的に従事する国民を培養するものへと変化した。

戦争の需要を満たすために、高等教育では特に理工系を重視した。戦争の拡大に従い、大学・専門学校および実業専門学校等は、在学年限または修業年限を、臨時措置として一年短縮することを規定した。さらに同年の文部省令により、1942年以降、上記の学校のほか、高等学校高等科・大学予科・臨時教員養成所を含めて六か月短縮する措置がとられることになった。この措置は、兵士の数を確保できることを目的とした。戦争による勤労働員、学徒出陣が教育に衝撃を与え、廃校になった学校は数えきれなかった。

### (三) 教育内容

表1 戦時下における日本の教科及び科目<sup>(4)</sup>

	教科	科目
初等国民学校教科	国民科	修身 (礼法を含む)・国語・国史・地理
	理数科	算数・理科
	体錬科	武道・体操 (教練、遊戯及競技、衛生を含む)
	芸能科	音楽・習字・図画・作業・裁縫 (女)
高等国民学校教科	国民科	修身 (礼法を含む)・国語・国史・地理
	実業科	農業・工業・商業・水産

(3) 大蔵省印刷局編。文部省令第二号。官報。1943年3月2日。p51。

(4) 中学校規程 (昭和十八年三月二日文部省令第二号)、小学校令改正 (昭和十六年三月一日勅令第四百十号) より筆者作成。

高等国民学校教科	理数科	算数・理科
	体錬科	武道・体操(教練、遊戯及競技、衛生を含む)
	芸能科	音楽・習字・図画・作業・家事(女)・裁縫(女)
中学校教科	国民科	修身(礼法を含む)・国語・国史・地理
	理数科	数学・物象・生物
	体錬科	教練・体操・武道
	芸能科	音楽・書道・図画・工作
	実業科	農業・工業・商業・水産
	外国語科	英語・独語・仏語・支那語・マライ語など
	修練	日常修練・毎週定時修練・学年中随時修練
	家政科(女)	家政・育児・保健・被服

「国民学校令施行規則」において、初等国民学校教科が国民科、理数科、体錬科と芸能科によって組み上げられた。「第二条 国民科ハ我が国ノ道徳、言語、歴史、国土国勢等ニ付テ習得セシメ特ニ国体ノ精華ヲ明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシムルヲ以テ要旨トス」<sup>(5)</sup>によると、国民科が国体に対する信念の育成に直接的に関係する科目として第一位に置いた。「第三条 国民科修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ国民道徳ノ実践ヲ指導シ児童ノ徳性ヲ養ヒ」<sup>(6)</sup>から見ると、修身という学科が、国民精神を体認し、国体に確固たる信念を有し、皇国の使命を自覚的に奉仕するうえで重要な役割を發揮した。

中等教育は初等教育と同様な基本方針で教科目の改編を行い、共通の教科が国民科、理数科、体錬科、芸能科、外国語科などである。特に忠君愛国の国民科と軍事訓練の体錬科が、戦争遂行に奉仕している思想と実践の基礎を置いた。修練が行的修練を中心として教育を総合的に発展させ、教科と合わせて一体とし、「尽忠報国」の精神を發揚し献身・奉公・実践力を養うものである。そのほか、中等教育には家政科、実業科が加えられ、学生に仕事や生産に投入して働くために基本的な技能を掌握させた。

実業教育を發展するために、中学校から卒業した者に対して実務科を設置し、実業に関する特定の事項を専攻させるため専攻科と専修科を置いた。「実業学校規程」には、「農業学校 農業科、林業科、蚕業科、園芸科、農業土木科、獣医畜産科 工業学校 機械科、航空機科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学

(5) 文部省普通学務局編. 国民学校令及国民学校令施行規則. 内閣印刷局, 1941年, p14.

(6) 文部省普通学務局編. 国民学校令及国民学校令施行規則. 内閣印刷局, 1941年, p15.

科、紡織科、色染科、建築科、土木科、採鉱科、冶金科、金属工業科、木材工芸科、金属工芸科 商業学校 商業科 水産学校 漁撈科、製造科、増殖科 拓殖学校 農業拓殖科、商業拓殖科<sup>(7)</sup>などの細分が規定された。

戦争の長期化に従って1938年4月1日に国家総動員法が公布された。それは、日本の全部の人員や資源を国家が統制運用できる旨を規定した。日本国民が授業の縮減、農事・家事や軍用品に関する簡易な作業、戦技訓練・特技訓練・防空訓練の国防訓練、食糧増産・軍需生産・防空防衛の戦時要務に動員した。1943年以降、大部の男子学生は学業を中断して戦場へ向かい、残った学生は工場などへ勤労働員をした。1945年の「戦時教育令施行規則」によると、戦時下の教育が最終に停止して戦争に奉仕する体制に入った。

## 二、戦時下における「満洲国」の植民地教育

### (一) 教育行政

1931年9月18日、柳条溝に九一八事変が起こり、日本関東軍は軍事行動を開始した。その後、1932年3月1日に関東軍が愛新覚羅溥儀を執政に据えて「満洲国」の建国を宣言した。同年9月には「日満議定書」を結んで「満洲国」を建立した。「日満議定書」には「満洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限り之ヲ尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ」<sup>(8)</sup>を始めとして、「満洲国」の承認、「満洲」での日本の既得権益の維持、共同防衛の名目での関東軍の駐屯ということを取り決めた。

1932年7月26日に日本の閣議決定である「在満機関統一要綱」では「関東軍司令官、関東長官及満洲派遣臨時特命全權大使ハ事実上同一人ヲ以テ之ニ充ツ」<sup>(9)</sup>と規定された。「満洲国」の行政の中心が國務院で、國務総理の権限が総務庁の総務長官に代わって処理し、総務庁中心主義と言われる。その上、「満洲国」の国防は関東軍に委託し、経費は「満洲国」によって負担された。「満洲国」の官僚にも日本人を登用し、その人選は関東軍司令官の推薦とし、解職には関東軍司令官の

(7) 大蔵省印刷局編. 文部省令第四号. 官報, 1943年3月2日, p60.

(8) アジア歴史資料センター. 御署名原本・昭和七年・条約第九号・日満議定書, 1932年9月15日, p225-226.

(9) 内閣制度百年史編纂委員会編. 内閣制度百年史 下. 大蔵省印刷局, 1985年12月, p201.

同意が必要とする。それから、「満洲国」の実権が日本の関東軍によって「内面指導」の形で掌握された。

「満洲国」は従来の学校を閉じ、植民地支配に合わせた教育体系を構築するために教育の整頓を行った。「満洲国」の建国初期には、文教関係の予算を捻出する余裕がなく、文教を担当する部局としては、わずかに「民政部」の「文教司」が置かれたのみであった。その時に、「満洲国」の國務総理である鄭孝胥は「爾今各學校課程には四書孝経を使用講授し、以て礼教を尊崇せしめ、凡そ党議に関する教科書の如きはこれを全廃す」<sup>(10)</sup>という指示を令達し、これが「満洲国」の文教行政の始まりとなった。

1937年に「民生部」の「教育司」が教育に関する事項を全部に掌握し、「新学制」の実施を着手した。「民生部」の「教育司」が四科一室によって組織され、「学務科」の事項が「学校制度の企画、民族教育、教科用図書、国語調査、学藝、教育団体、学事調査、教師及び学生の旅客運賃割引」<sup>(11)</sup>などである。1943年4月に「民生部」の「教育司」が再び「文教部」に昇格し、「建国精神」を強化し、「尊皇敬神」、「滅私奉公」、「必勝不敗」などのスローガンを宣伝し、学校軍事訓練と学生勤労奉仕などの戦時教育体制を作り上げた。

## (二) 教育政策

「満洲国」が1937年5月に「新学制」を公布し、1938年1月1日から施行した。「新学制実施に関する件」には「忠良なる国民を養成するため、建国精神に基づいて人格を育て、徳性を育成し、国民の生活と緊密に繋がっている実業教育へ努力し、実務訓練を加える」<sup>(12)</sup>という記述がある。その教育方針が「建国精神と訪日御意に従い、日滿一徳一心、民族協和と東方の忠孝大義を結合した思想と実学の知識技能をもって青少年世代に教育し、彼らを健康な忠良国民にする」<sup>(13)</sup>ことであった。

初等教育が「国民学校」と「国民優級学校」に分けられた。「国民学校規程」の第一条に「国民道徳の涵養は、国民教育において最も重要である。いかなる教科も

(10) 満洲国國務院総務庁。院令第二号。満洲国政府公報日誌、1932年4月1日、p 33。

(11) 満洲国國務院総務庁。民生部分科規程。満洲国政府公報日誌、1937年7月1日、p66-p67。

(12) 武強。東北淪陥十四年教育史料 第一輯。吉林教育出版社、1989年、p675。

(13) 武強。東北淪陥十四年教育史料 第一輯。吉林教育出版社、1989年、p692。

『建国精神』と『訪日回鑾訓民詔書』の趣旨に基づき、日満一徳一心にして不可分の関係を体得し、忠孝の大義を解明し、仁愛の至情と民族協和の美風を涵養し、国家社会のために奉仕する観念を厚くし、労作による勤労愛好を育成し、躬行精神を育成し、国民道徳の徹底を期する<sup>(14)</sup>と定めた。「日満親善」、「民族協和」の理念を利用し、「満洲国」の青少年を日本に奉仕する順民に育成しようとした。

中等教育に関する「国民高等学校令」が「国民高等学校は国民道徳を涵養して国民精神を修練し身体を鍛錬し実業教育を基調として国民必須の知識技能を授け、労作の習慣を養い以て国民の中堅たるべき男子を養成する」<sup>(15)</sup>と定め、修業年限が旧制より二年短縮された。中等教育では職業学校が設置され、科目は「農業、鉄道、自動車、航空、航海、電気、修理機械、家具、陶器、漆器、印刷、写真、測量、図案、製図、造園、柞蚕、養蜂、水産製造、養殖、漁、家畜、牧畜、獣医、裁縫、手芸、洗染、調理、印字、速記、簿記、珠算、美容、理髪、助産、看護、鍼灸按摩、芸能、語学、製糸」<sup>(16)</sup>など四十種以上がある。

「満洲国」の勅令第七十四号「大学令」に「強固なる国民精神を修練し国家に須要なる高等の學術の理論及び實際を修得せしめ、それによって国家枢要の人材を養成する」<sup>(17)</sup>と書かれた。地域社会における指導者を培養するために、「満洲国」が必要な高等教育を施したが、植民地支配に対する反抗行動ないし抵抗意識を避けるように新京医学大学、奉天農業大学、建国大学などの大学を厳格に管理した。要するに、「新学制」の教育政策は職業教育と実業教育に重点を設け、実学に関わる浅い知識と生活生産に関する簡単な技能を授け、一般知識を持っている技術労働者または「順民」を培養した。

### (三) 教育内容

表2 「満洲国」の教科及び科目<sup>(18)</sup>

教科	科目
国民学校教科	国民科（後で建国精神科）、算術（日常の計算、生活上に必要な数量知識）、作業（手工、農業、家業、裁縫）、図画、体育、音楽

(14) 武強. 東北淪陥十四年教育史料 第一輯. 吉林教育出版社, 1989年, P463.

(15) 満洲国國務院総務庁. 勅令第七十二号. 満洲国政府公報日誌, 1937年5月2日, p8-p9.

(16) 武強. 東北淪陥十四年教育史料 第一輯. 吉林教育出版社, 1989年, p565.

(17) 満洲国國務院総務庁. 勅令第七十二号. 満洲国政府公報日誌, 1937年5月2日, p12.

(18) 武強. 東北淪陥十四年教育史料 第一輯. 吉林教育出版社, 1989年, p454-455より筆者作成。

国民優級学校教科	国民科 (後で建国精神科)、算術、実務、図画、体育、音楽	
国民高等学校教科	男子	国民道徳、国語、実業、歴史、地理、数学、理科、図画、体育、音楽、語学
	女子	国民道徳、教育、国語、歴史、地理、数学、理科、実業、家事、裁縫、図画、体育、音楽

1937年から「新学制」の実施にともない、修身、国語、国史、地理などの教科を合併して新たな「国民科」が設置された。その中で、「国民科」が一番重要な地位を占めている。「国民科」は国民道徳の基礎を与え、国語、国史、地理及び自然に関する初期知識を習得させ、学生を啓発して智徳育成を要旨とする。実際的には「建国精神」、「日満親善」及び「民族協和」の理念を極力に学生へ注ぎ込んだ。「国民科」が国民道徳・国語・国史・地理・自然という内容を含め、修身・講経・歴史・地理を統合して1942年以後「建国精神科」と称し、その設置が植民地教育の強化の兆しとして注目されている。

そのほか、算術の科目が日常の計算、生活上に必要な数量知識を授けるが、小数と分数を授ける時にただ簡易なものが採用された。作業の科目は手工、農業、家業と裁縫を含んでいる。それらの内容を述べている場合に、「簡易」または「平易」という言葉がよく出現された。それらの科目を授ける時には、日常生活で聞く事項及び必要な事項を採るだけで、教材の内容も平易であるが、長期的に知識の不足と技能の低下を引き起こすわけにはいかない。規程に各学年の毎週授業時数が18時間以上と決めたが、実際の時間数が足り得なかった。

1938年以降、「満洲国」の各級学校教育では、日本語を必修科目とし、従来の中国語を満語と改称した。つまり、小学校教育から「国語」には満語と日本語を含めた。『国民学校日語国民読本 卷八』には、「ニジュウシチ ニッポンゴ(原文: コの半濁音) ニッポンゴワ ワガクニノ コクゴ デス コクゴトユウノハ コクミンガ マイニチ ハナシタリ キイタリ ヨンダリ カイタリスル(略)」<sup>(19)</sup>という文章があった。日本では、「満洲国に於いても日本語が国語の一つであるから、これを正式に呼べばやはり『国語教育』」<sup>(20)</sup>という表現も「満洲国」にお

(19) 民生部編。国民学校日語国民読本 卷八。満洲図書株式会社、1938年。現代語訳：二十七 日本語 日本語は我が国の国語です。国語と言うのは国民が毎日話したり、聞いたり、読んだり、書いたりする。

(20) 国語文化学会。外地・大陸・南方日本語教授実践。国語文化研究所、1943年、p1。

る日本語の国語地位を説明した。

新学制における「国民科」の毎週授業時間数から、「満洲国」の教育の実施では、日本語教育を国語としてほぼ半数の授業時間数を占めた。例えば、「国民学校規程」の第一号表において、第一学年には、国民科が13時間の授業時数があり、日本語が6時間、満語あるいは蒙古語が7時間、算術が6時間、作業が1時間、図画が1時間、体育と音楽が3時間である。「国民優級学校」の規程の第一号表において、第一学年には、国民科の授業時数が16時間であった。その中で、日本語が8時間であり、満語あるいは蒙古語が8時間である。教育の推進につれて日本語が他の言語より重視されている。

### 三、日本の本土教育と植民地教育の比較

#### (一) 共通点

##### 1. 天皇への忠誠

1941年に、日本での「国民学校」は、「皇国の道」に則って初等普通教育を施し、国民の基礎的錬成をなすことを目的とした。初等教育、中等教育、高等教育ないし師範教育が一貫して「皇国民養成、国体観念の確立」を基調として、日本国民を「皇国の民」として教育し、皇民化政策を実施した。意味も理解できない小学校低学年の児童にも教育勅語を暗唱させた。また、宮城や伊勢神宮にむかって遙拝も行われ、天皇に忠義をつくり国家のために犠牲になるという尽忠報国のスローガンが掲げられ、日本国民を戦争に駆り立てた。

「満洲国」の建国精神の重要内容の一部である「王道主義」は、実際にその意味や性格が変遷していた。初期には中国の古典とした儒教思想の王道を引用した。後期には「惟神の道」に取って替われ、「皇道」の延長に位置づけられることになった。1940年7月に「国本奠定詔書」が頒布し、「建国神廟」を立てて天照大神を奉祀して崇敬を尽した。戦争の発展につれて、「建国精神」を徹底的に発揮するために、学校教育において「日本の国体」、「東亜の共栄」などの教材を通して学生の思想の統一の役割を果たした。

1891年6月には日本文部省によって「小学校祝日大祭日儀式規程」<sup>(21)</sup>が定めら

---

(21) 内閣官報局. 法令全書(明治24年). 内閣官報局, 1945年, p280-281.

れ、紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭および新嘗祭には、教員と生徒が同じな式場に参集して行う儀式の内容が示された。それは、御真影への最敬礼・万歳奉祝、教育勅語奉読、校長の訓話による忠君愛国の士気の涵養、祝祭日に相応する唱歌の合唱という内容によって構成された。三大節及び四大節をはじめ国家祝祭日に当って施行された学校儀式は、独特の宗教的な雰囲気の中で行われ、参加した青少年に強い印象を与えた。

「満洲国」に日本と同じような儀式が挙げられた。「国民学校規程」には、「紀元節、天長節及び明治節は次の式典を開催すべきである。一 校長、教師及び学生が日本の国歌を合唱する。二 校長、教師及び学生が日本の皇宮に遥拝する」<sup>(22)</sup>と決めた。日本皇居への遥拝といったような式典で天皇への忠誠と順民意識を無形的に培養し、「満洲国」の文化や意識を日本と一体化させようとした。呪術的な神秘性をもって子どもたちの心情を威圧した儀式は、天皇制の国家支配の正統性を宣揚し、国家統合意識を啓培するから策定された。

## 2. 臣民教育

日本では、大東亜共栄圏建設打開というスローガンの中で、『臣民の道』が編纂され、世界新秩序の建設を強調した。それにおいて、「皇國臣民は、畏くも皇室を宗家と仰いで、一國一家の生活を營んでゐる。(中略) 外来民族も御稜威の下に皆齊しく臣民たるの恵澤に浴し、時移るに従ひ、精神的にも血統的にも全く一體となって、臣民たるの分を竭くし来った」<sup>(23)</sup>という記述があった。それによって「皇國臣民としての修練」が国民生活のあらゆる領域・場面で国家奉仕の第一義となった。

戦時下の日本の本土教育と植民地教育において、臣民教育が重視された。「忠良な臣民」とは、学校教育、社会教育から国民の日常生活、戦時体制のあらゆる面において、国家や政府の統治に完全に服従する国民のことである。国民は資源として総力戦下における国家総動員体制の根拠となった。日本政府は、国民の教育が国体や日本精神を核とする道徳と深く結び付いたため、何か精神的にすぎるものが必要であると考え、人間の量と能力を捕らえ、その動員や配置を掌握し、総力戦の要求に達する資質のみを目指して教育を実行することとなった。

(22) 武強. 東北淪陥十四年教育史料 第一輯. 吉林教育出版社, 1989年, p470.

(23) 文部省教学局編. 臣民の道. 内閣印刷局, 1941年, p41.

「満洲国」の植民地教育は「国民教育」の名称を借りて「臣民教育」を実施した。「満洲国」が樹立されてから、「建国宣言」に基づき、「満洲国」の国体は天照大神、惟神之道、建国神殿の創建からなる「王道主義」を実施することであり、それが「建国精神」と呼ばれた。「満洲国」の植民地教育では、神武天皇や明治天皇の「御言」、日本の学者の「発言」を引用して「満洲国」の「建国精神」を説明し、それに基づいて「満洲国」と日本国との一体関係を強調し、青少年に歪曲された国家意識や観念を注ぎ込んでいた。

「満洲国」の教科書において「臣民教育」に関する内容が繰り返し載せられた。『満語国民読本 第一巻』に「二 建国節」、「三 皇帝陛下訪日」、「十一 協和」という三つの文が直接的に「建国精神」、「日満一心」及び「民族協和」という理念を宣伝する。例えば、「我が国がこのような状況に至っては大日本帝国からの絶えない援助のおかげである。我々は皇帝陛下に忠心を尽くすことと同時に大日本帝国の厚恩を忘れない。将来は日満両国がさらに協力して大満洲帝国がますます盛んになる」<sup>(24)</sup> というような強い暗示を持つ語句が頻繁的に出現する。

### 3. 勤労奉仕

「勤労奉仕」という言葉は勤労を持って奉仕活動を行うことを意味しており、ほぼ無償を前提として、国家事業への協力や、災害時救助活動への協力のために活動することである。戦争による深刻な労働力不足を解消するために、生徒が軍需産業や食料生産に動員され、学徒動員という活動を苛烈に展開した。それによって、日本の学校教育を戦時体制下の国家体制に組み込み、学生の学徒動員が実質的な国防、軍事関係の労働生産体制の一環となった。

日本では、国家総動員法の公布に伴い、戦時体制がしだいに強化された。1938年に文部省が勤労奉仕活動を一層強力に推進し、学校における集団勤労作業を実施した。中学校以上の学校に対し、集団勤労作業を「漸次恒久化」し、学校の休業だけでなく随時これを行なうことを指示した。さらに、学徒の動員体制が軍要員と軍需生産要員の充足に不届きのため、学校の修業年限が短縮されることとなった。戦局が不利になると学徒は通年動員となった。

「満洲国」の勤労奉仕に対して「国民勤労奉公制度は時代の建設を担ふ青少年の身心の陶冶煉成に遺憾なきを期するとともに、国家意識に立脚する聖戦奉仕を中

---

(24) 民生部、満語国民読本 第一巻、満洲図書株式会社、1938年、p12。

軸とする勤労を通じて非常時局下における青少年の自覚と国民の向かふべき途を示さうとするもので、国兵法とともにそれは満洲建国史上真に画期的意義を有する新制度であるといはねばならない<sup>(25)</sup> という政策解説がある。1943年に勤労奉仕を教科に列して強力に推進した。

戦争が進むにつれて、日本と「満洲国」の青少年の労働時間が絶えず延長され、労働内容の軍事的な特徴がさらに顕著になり、青少年が軍需工場で補助労働をして戦争労働軍になった。戦争の激化に従い、学校教育が全面的に停止した。義務化した勤労奉仕が社会事業の一つとして学校教育に極大な影響を及ぼし、青少年に身心の被害をもたらした。そして、一連の相応な措置が強化されつつ、いわゆる教育の主体である学生が十分な労働力となってから、教育が戦争の工具として国家へ奉仕されたこととなった。

## (二) 相違点

### 1. 教育水準

まず、教育の政策に教育水準が体现されてきた。「満洲国」の「新学制」では教育方針を、第一に「建国精神」や「日満一徳一心」などの徳性の陶冶、第二に重点を国民生活安定上必要とする所の実学に置くこと、第三に健康の保護増進とした。実学を發展するのは、産業開発の技術的基礎である労働力を確保するからである。それから、産業の開発が日本の戦争へ経済的な支えを提供した。総じて言えば、低級の労働力を培養したために「満洲国」の実業教育が初級の知識と技能を学生に与えたことである。

第二、教育の内容が異なっている。「満洲国」の実業教育の実施において、「国民科」の比重を高めたことと併せて普通科目を削減し、科学知識の貧弱によって国民の知的水準が下げられたこととなった。それから、「満洲国」における実業教育と初等教育の発展が教育の全貌を示すことができなく、教育の規模、学校の規程や教科の内容などが共に教育の水準を決めた。例えば、中等教育が実務教育の徹底を図り、卒業した後で直ちに社会に役立った生業をした。言ってみれば、中等教育を単一の実業教育に切り替えるようになった。

第三、教育の年限において、日本の中等教育が六年としたことに対し、「満洲

---

(25) 満洲国通信社編、『満洲国現勢』。満洲通信社、1943年、p183。

国」の中等教育が四年とした。日本が「高等学校ノ男子ニ対シ皇国ノ道ヲ修メシメ精深ナル高等普通教育ヲ為シ国家有為ノ人物ヲ錬成スルヲ以テ目的トスルコト」<sup>(26)</sup>とされ、高等学校の修業年限は三年とし、特別な場合に限って七年制高等学校をも認める。前述したように、「満洲国」の「国民高等学校」が「実業教育を基調として国民必須の知識技能を授け」と規定された。その中で、「精深ナル高等普通教育」と「必須の知識技能」の対比によって教育の水準の格差が体现された。

教育は道徳の培養と科学知識の教授を目的とした。しかし、「満洲国」の教育が農業生産と工場工事への適用を中心とした。生徒が簡単な労働力として培われた。「満洲国」の教育を実体験した中国人が、「学校は名目上では国民高等学校だが、実際は農林学校である。学生がほとんどの時間は労働奉仕に参加し、畑を耕すだけでなく、森林保護及び防火対策をしなければならない」<sup>(27)</sup>と言った。それは「満洲国」の教育が事実上の「愚民教育」であったことを反映した。

## 2. 教育手段

「満洲国」の教育政策が日本の植民地支配の下で制定された。日本「当局」は行政強制と精神統制の手段を用いて「満洲国」の国民思想を統制し、奴隸化教育を実施した。中国では「学びて優なれば則ち仕う」という思想が古代から存在している。日本「当局」は「満洲国」の官吏の選考任用を掌握して日満両国施策の緊密化に資する官吏を任用する。それで、「満洲国」の教育行政機関の設置、教育内容の制定、教科書などが日本「当局」によって完全に統制され、教科書の内容も植民地教育の宣伝をめぐって展開されていた。

「満洲国」の薦任官の官階以上の日本人官吏は就任する前に、「日本人サービスお知らせ」という小冊子を受け取った。その中で、「満洲国の建立は満洲民族の旧業復興ではなく、日本の王道精神の発展である。日本民族は満洲各民族の中核であり、生まれながらの指導者である」、「日本人が満洲国の官吏をなし、外国人観光客のような性質ではなく、統治権を行う者である。特に重要な事情が関東軍の承諾を得て実行するかを決める」<sup>(28)</sup>という内容があった。官位が低くて政策決定の主導権を握っていない「満洲人」の官吏は行政の自主権を喪失した。

植民地教育で使用された精神統制の手段が「満洲国」の授業内容から見えた。

---

(26) 宮原誠一・丸木政臣・伊崎暁生・藤岡貞彦、資料日本現代教育史4。三省堂、1974年、p301。

(27) 孫邦編。偽満文化。吉林人民出版社、1993年、p447。

(28) 文史資料研究委員会。文史資料精選 第9冊。中華書局、1900年、p524-528。

例えば、『満語国民読本』において「靖国神社」、「仁徳天皇」、「山田長政」、「佐久間大佐事略」、「忠孝一本」があった。『日本語読本』には「桃太郎」、「乃木大将」、「建国宣言」、「即位詔書」、「国民精神」、「御巡狩」、「御訪日」、「満洲国皇帝陛下の奉迎の歌」、「拝受大詔」、「回鑿訓民詔書」などがあった。教科書の中で「東北は古代から別の独立国家と民族に属していた」と述べ、東北と中国本土を切り裂き、虚偽の宣伝で歴史を歪曲した。

「満洲国」の『日本語読本 卷八』の十八課「国本奠定詔書を拝し奉りて」では、「満洲国の教学の淵源は、東方道義の真髓たる、日本惟神の道に存し、これに基づいて、忠孝を以て国綱を張り、仁愛を以て国政の中心とすることが、明らかにせられたのであります」、「建国神廟に対して尊崇の誠を致さねばならないのであります」、「皇帝陛下は、日本帝国の皇祖皇宗の御聖徳を慕ひ、身を以て、惟神の道を具現せんことを冀ひ給ひ、国民は皇帝陛下を惟神道の具現者として崇め奉り」<sup>(29)</sup>と書いた。それは日本の惟神道を利用して学生に新たな国家意識と観念を与えて日本国との一体の関係を強調した。

### 3. 教育における国民の地位

「満洲国」の植民地教育を行う目的は民衆の文化レベルを下げ、順民を育成することだけでなく、東北人民の民族意識を侵害し、無条件に日本植民者の侵略利益に奉仕させることにあった。日本の植民者が「満洲国」の軍事、政治、経済と社会に介入し、日本を支配する地位に置き、「満洲国」を支配された地位にあった。教育において「満洲国」の国民と日本人の地位の不平等を反映してきた所が多く、教育の区別、経費と日本語の「国語化」などから伺える。

「満洲国」に在住している日本人が通っている学校は、日本国内に沿って運営されている。「満蒙に於ける日本人子弟の教育」で「満洲に於ける邦人教育が内地延長主義で無特色であった」、「満洲国の教育は欧米又は日本の直訳なる可らず、宜しく、満洲の実際に即し、大多数の教育は農・工・鑛業本位、すなわち職業教育を本旨とし支那人の本質たる、平和愛好の心を助長し、生活の保障より民族融和心を涵養し、治者に無関心なる支那の庶民思想の傳統に終始せしむるを要す」<sup>(30)</sup>と述べる。その中で、「治者に無関心なる支那の庶民思想」は「満洲国」の国

(29) 民生部、日本語読本 卷八、満洲図書株式会社、1941年、p149-p150。

(30) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C13021584000、満蒙関係資料綴 (防衛省防衛研究所)。

民が支配された地位に置いていることを反映していた。

「満洲国」政府が教育費国庫負担と初等教育機関の無償教育の必要性を感じながら、日本の植民統治の下で教育経費に関する決議が通過できなかった。表3によると、「満洲国」文教部の歳出予算が歳出総高の0.49%であった。

表3 「満洲国」予算案の内容<sup>(31)</sup>

歳入予算		金額	比重	歳出予算		金額	比重
經常部	歳計費	126353	86.38%	執政府	1200		0.82%
	総務庁	83	0.05%	総務庁	49428		16.96%
	民政部	1251	0.75%	民政部	20148		8.33%
	実業部	<b>1074</b>	<b>0.65%</b>	実業部	<b>2064</b>		0.93%
	司法部	990	0.60%	司法部	4599		2.09%
	軍政部	<b>431</b>	<b>0.26%</b>	軍政部	<b>41678</b>		19.37%
	交通部	342	0.21%	交通部	1981		1.14%
	外交部	50	0.03%	外交部	1061		0.62%
	文教部	1	0.00%	文教部	<b>834</b>		0.49%
臨時部	歳計費	312	0.19%	興安総署	2303		1.36%
	総務庁	15392	9.52%	複活要求財源	2710		1.62%
				財政部	18273		11.10%
計	146279		計	146279			

そして、上級教育への進路、特に高等教育に明らかな民族差別が存在する。「建國大學入學志願者報告ノ件」<sup>(32)</sup>で高等教育を受ける生徒において、日本人91名、朝鮮人5名、「満洲国人」14名である。高等教育を受ける生徒に日本人の比重が80パーセントを超えて教育における権利と地位の不平等を反映した。日本の本土教育と「満洲国」の植民地教育を比較してみれば、政策の制定、教科の設置、教科書の内容などに多くの共通点が見られるが、「満洲国」の植民地教育は、日本帝国主義の支配下に国民の民族によって異なる扱いを受けていたのである。

そのほか、「満洲国」において日本語、満語またはモンゴル語を含んでいるが、日本語の授業時間は満語またはモンゴル語の二倍に達した<sup>(33)</sup>。「満洲国に於ける日本語教育の現状」では、「日本と協力していく満洲国の実体も把握させなければ

(31) 総領事久保田貫一郎。満洲国予算案。外務省外交史料館、1941年7月5日、p2。

(32) 陸軍省軍務課。関参満発第六四〇号。1938年9月3日。

(33) 武強。日本侵華時期殖民教育政策。遼寧教育出版社、1994年、p106。

ならない」<sup>(34)</sup>が述べられた。「満洲国」の言語と文字において、日本語が主体として重要な地位に置かれた。そして、日本の植民地教育の最大の特徴であった「皇民化教育の根幹をなしたのが、日本語教育であった」<sup>(35)</sup>という意見を持っている日本の学者も多くいた。

## おわりに

本文では、戦時下における日本本土教育と「満洲国」の教育を比較して「満洲国」教育の植民地の本質を考察した。第一の部分では、教育行政、教育政策、教育内容の方面から、戦時下における日本の本土教育を考察した。全てが国家権力に集中し、教育政策が皇国民の錬成を中心にして生徒の献身奉公思想を育成した。第二の部分では、教育行政、教育政策、教育内容の方面から、戦時下における「満洲国」の植民地教育を考察した。「満洲国」の教育行政が日本「当局」に掌握され、「新学制」の実施によって「建国精神」を中心とした植民地教育体制を作り上げた。そして、内容から見れば、実業教育を重視して日本の侵略の利益に奉仕する低級な労働力を養成することであることがわかる。

最終において、戦時下における日本の本土教育と「満洲国」の教育の共通点には、天皇への忠誠、臣民教育、勤労奉仕などが挙げられる。相違点に関して教育水準、教育手段と教育における国民の地位の方面から述べている。「満洲国」の教育に修業年限の短縮化、科目設置の単一化、実用技能の低級化、高等教育の機会の不平等などが垣間見ることができる。「満洲国」の教育が「低級」、「愚民」の特徴を持ち、行政統制と精神統制などの手段を採用することと思われる。「満洲国」の教育は、名目上では「忠良なる国民」を養成することのようであるが、実際には日本の植民地支配に服従する順民を養成することであることがわかる。

## 参考文献

- 宮原誠一・丸木政臣・伊崎暁生・藤岡貞彦. 資料日本現代教育史 4. 三省堂, 1974年。  
 大蔵省印刷局編. 文部省令第二号. 官報, 1943年3月2日。  
 文部省普通学務局編. 国民学校令及国民学校令施行規則. 内閣印刷局, 1941年。  
 大蔵省印刷局編. 文部省令第四号. 官報, 1943年3月2日。

(34) 松尾茂. 満洲国に於ける日本語教育の現状. 日本語, 第4巻第5号, 1944年, p2-10.

(35) 大江志乃夫編集. 岩波講座 近代日本と植民地 4. 岩波書店, 1992年, p113.

- アジア歴史資料センター. 御署名原本・昭和七年・条約第九号・日満議定書, 1932年9月15日。  
内閣制度百年史編纂委員会編. 内閣制度百年史 下. 大蔵省印刷局, 1985年。  
満洲国国務院総務庁. 院令第二号. 満洲国政府公報日誌, 1932年4月1日。  
満洲国国務院総務庁. 民生部分科規程. 満洲国政府公報日誌, 1937年7月1日。  
武強. 東北淪陷十四年教育史料 第一輯. 吉林教育出版社, 1989年。  
満洲国国務院総務庁. 勅令第七十二号. 満洲国政府公報日誌, 1937年5月2日。  
民生部編. 国民学校日語国民読本 卷八. 満洲図書株式会社, 1938年。  
国語文化学会. 外地・大陸・南方日本語教授実践. 国語文化研究所, 1943年。  
内閣官報局. 法令全書(明治24年). 内閣官報局, 1945年。  
文部省教学局編. 臣民の道. 内閣印刷局, 1941年。  
民生部. 満語国民読本 第一卷. 満洲図書株式会社, 1938年。  
満洲国通信社編. 満洲国現勢. 満洲通信社, 1943年。  
孫邦編. 偽満文化. 吉林人民出版社, 1993年。  
文史資料研究委員会. 文史資料精選 第9冊. 中華書局, 1900年。  
民生部. 日本語読本 卷八. 満洲図書株式会社, 1941年。  
JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C13021584000、満蒙関係資料綴(防衛省防衛研究所)。  
総領事久保田貫一郎. 満洲国予算案. 外務省外交史料館, 1941年7月5日。  
陸軍省軍務課. 関参満発第六四〇号. 1938年9月3日。  
武強. 日本侵華時期殖民教育政策. 遼寧教育出版社, 1994年。  
松尾茂. 満洲国に於ける日本語教育の現状. 日本語, 第4巻第5号, 1944年。  
大江志乃夫編集. 岩波講座 近代日本と植民地4. 岩波書店, 1992年。